

平成28年度

滋賀県予算施策に対する要望書

平成27年10月

滋 賀 県 市 長 会

平成27年10月23日

滋賀県知事
三日月大造様

滋賀県市長会
会長 富士谷 英 正

要 望 書

平素より都市行政の運営につきまして、格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて過日、国において民需主導による経済成長と財政健全化を目指す新たな経済・財政再生計画のもと、新年度予算の概算要求基準が示されました。

その内容は、公共事業など裁量的経費における対前年度10%削減をはじめ、人件費など義務的経費についても聖域とせず抜本的見直しを行うとともに、既存の予算措置もゼロベースで見直すなど可能な限り歳出を抑制するきわめて厳しいものとなっております。

また一方、公的サービスの産業化やインセンティブ改革など、新しい日本のための優先課題推進枠が設けられるものの、社会保障4経費の財源とされる消費税率引き上げは平成29年4月に先延ばしされ、その財源確保は未だ不透明な状況にあり、我々地方自治体にとって、これまでの行財政改革による経費削減努力にも関わらず新年度も大変厳しい行財政運営を強いられるものと想定されます。

こうした状況にあって、各都市においては住民に最も身近な基礎自治体として、喫緊の行政課題である人口減少時代における地域特性を活かした「まち・ひと・しごとを創生する地方版総合戦略」をはじめ、安全・安心な防災対策の充実・強化、子ども・障害児（者）・高齢者に対する福祉施策の充実、国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療等の保険医療体制の充実・強化、ごみ処理等の環境施策の推進、道路・河川等の都市基盤の整備促進、さらには教育環境の充実や女性の活躍推進など、市民生活に直結する様々な行政課題に真摯に取り組んでいかなければなりません。

滋賀県におかれましては、三日月県政における更なる施策拡充に向けた新年度予算編成となりますが、人と地域がキラリと輝く滋賀の実現に向けて、県・市の責任と役割分担のもと、真のパートナーとして諸事情をご賢察いただき、本要望に誠実に対応いただきますよう強く要望いたします。

目 次

知 事 直 轄 組 織	1
總 合 政 策 部	4
總 務 部	7
琵琶湖環境部	9
健康医療福祉部	18
商工観光労働部	30
農政水産部	32
土木交通部	38
教育委員会	47
警察本部	53

知事直轄組織

1. 原子力安全対策の強化および財政支援について

原子力防災については、県と市町が一丸となって取り組むべき課題であることから、県知事自らが先頭に立ち、これまで以上に強力なリーダーシップを発揮して、以下の点について、総合的かつ全面的な対策を講じられるとともに、国および原子力事業者に対して強く働きかけられたい。

- (1) 関係市と十分な協議・調整のもと「原子力災害対策に関する県避難計画」の具体的なマニュアルを早期に策定すること。また、策定済みの避難計画の内容についても、課題解決に向けた関係機関との調整を行うとともに、継続した内容の見直しを行うこと。
- (2) 住民避難の判断に資する環境放射線量モニタリング体制の強化・充実を図るとともに、緊急時モニタリング実施要領の早期作成を行うこと。
- (3) 原子力発電所に近接する市町村においても、原子力発電所所在市町村と同等の原子力防災対策の支援措置を講じるとともに、原子力事業者に安全協定の締結を義務付けるよう国に対し法整備を働きかけること。また、高浜原子力発電所に対し、滋賀県や近接市と早期に安全協定を締結するよう強く求めること。
- (4) 災害時に避難道路や緊急輸送道路として重要な役割を担う国道8号、161号の整備促進を国に働きかけるとともに、同303号、365号、367号の整備ならびに湖上避難を想定した港湾施設を設置すること。
- (5) 滋賀県版UPZにおける原子力防災対策に関する国および事業者の責任の明確化と恒久的な財政支援を求めること。
- (6) UPZ圏内の自治体と同様又は準じた防災計画を策定するなど、自らの判断により積極的な対策を講じている滋賀県版UPZ圏外の自治体に対する支援を講じること。
- (7) UPZ圏外における防護措置（屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用等）の具体的要領に関して防災指針等の整備を求めること。
- (8) 被ばく者の受け入れ施設となる1次～3次医療機関の施設整備に対する国・県による費用負担を図ること。

2. 地震・豪雨防災対策の強化および財政支援について

東日本大震災をはじめ、地球温暖化の影響による局地的な豪雨・豪雪など、近年各地では大規模自然災害が頻発しており、本県においても平成25年9月の台風18号により、県内各地で甚大な被害が発生しているところである。

市民の生命と財産を守り安全・安心な生活を保障することは、行政に課せられた最大の責務であり、災害に強い国土を形成するためにも、次の事項について緊急に対策を講じられるよう国に対して働きかけられるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。

- (1) 災害時防災拠点施設の建て替え等に対する財政支援措置
- (2) 県が主体となった備蓄品整備および各自治体が整備する備蓄品等の購入費用の恒久的な財政支援
- (3) 災害予防対策としての治水事業、砂防事業、急傾斜対策事業、治山事業の着実な実施
- (4) 災害発生時における被災箇所に対する早急かつ恒久的な復旧対策および被災した事業者に対する支援策の充実
- (5) 災害等廃棄物処理事業、農地・農業施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業の制度の拡充と見直し
- (6) 災害復旧に対する支援の充実と被災者生活再建支援法の適用要件（全壊および大規模半壊世帯数等）の緩和や拡大による生活再建支援の充実
- (7) 河川の出水状況等の把握を迅速かつ確実に行い、破堤等災害を未然に防ぐため、一級河川への水位計および防災カメラの設置

3. 彦根城とその関連資産の世界遺産登録に向けた全庁的な取り組みについて

彦根城とその関連資産の世界遺産登録の推進は、滋賀県の魅力を国内外に発信でき、県内全体の観光資源・地域活性化策としても非常に有益であり、県との連携により行っている世界遺産登録に向けた作業も進んでいることから、次の事項について積極的に取り組まれない。

- (1) 世界遺産登録をさらに推進していくためには、国との調整や専門的な知見が必要なことから、県からの職員派遣の継続を願いたい。
- (2) 国への推薦書原案の提案については都道府県が行うとされていることから、県知事部局あるいは県教育委員会事務局に世界遺産登録を推進する部署を新設して、体制のさらなる強化を願いたい。
- (3) 世界遺産登録に向けた機運を高める啓発活動について、県主催事業や県ホームページでの積極的な周知を願いたい。
- (4) 国民体育大会の施設等整備にあたっては、彦根城とその周辺地域の歴史、文化との調和について引き続き配慮を願いたい。

4. 「滋賀県」の認知度向上に向けた取り組みについて

県内への観光誘客や物産品の販売拡大、新たなサービスの創造による県域の活性化に向け、滋賀ブランドの確立や情報発信など、国内外における「滋賀県」の認知度向上を図るための取り組みについて、重点的に推進するとともに、部局を横断した全庁的な体制で取り組まれない。

総合政策部

1. 国民体育大会に向けた取り組みについて

第79回国民体育大会（平成36年度）の開催にあたっては、滋賀県が主体性を発揮され簡素で効果的な大会となるよう、次の事項について積極的な取り組みを願いたい。

(1) 競技の会場地の選定に際し、会場地市町選定基準への適合の可否、競合市町の有無等を勘案のうえ選定手続きが進められることとなるが、競技団体と市町の意向を参酌され、選考過程における透明性に留意されたい。〔新規〕

(2) 主会場をはじめ各種競技施設の整備にあたっては、周辺地域の歴史、文化との調和について引き続き配慮を願うとともに、主会場選定専門委員会からの付帯意見にもあるように、滋賀県希望が丘文化公園、びわこ文化公園都市のそれぞれのあり方や活用方法の検討を踏まえ県有施設の整備推進を図られたい。

また、市等の公共スポーツ施設を会場とする場合には、その整備およびアクセス等関連施設整備に対する県補助制度を新設され、国に対しても社会体育施設整備に対する支援制度の拡充について働きかけられたい。

(3) 国民体育大会で活躍できる次世代の選手やアスリートを育成するための県補助制度を新設されたい。

2. 総合物流政策を所管する組織体制の整備と

総合物流政策の構築について

県組織内に、物流の動向をとらえ物流の効率化や滋賀のモノづくりの国際競争力の向上を目指す部署を創設するとともに、当該部署で統一的に政策を構築されたい。

〔新規〕

3. 地方創生における「地方版総合戦略」の策定と人口減少対策の推進について

地方創生と人口減少の克服を総合的に推進するにあたり、次の事項について総合的な支援を願いたい。

- (1) 「(仮称)人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」の策定にあたっては、県内それぞれの市町が持つ課題の違いに十分配慮され、決して県をひとまとめにすることなく圏域ごとの戦略目標や重要業績評価指標（KPI）を設定いただき、重点的な施策展開を願いたい。
- (2) 市町の「総合戦略」に掲げた創意工夫の取り組みが十分発揮でき、地方創生が実効的となるよう、県の積極的・具体的かつ継続的な支援を願いたい。
- (3) 地方創生交付金については、地方自治体の自主的な取り組みが効率的・効果的に推進できるよう、自由度の高いものとし、総合戦略期間における予算の総額確保をはじめ、確実な財源措置が講じられるよう、国に対して強く求められたい。
- (4) 都市部における人的・財政的資源の集中を解消するため、若者の県外への流出防止、交流人口の拡大、移住促進、子育て支援、高齢者の住みやすいまちづくりなど、中山間地域における人口減少社会を見据えた総合的な支援を願いたい。

〔新 規〕

4. 空き家対策に対する支援について

集落の過疎化により増加する空き家は、集落環境に大きな影響を及ぼすことから、危険空き家の除去支援など所有者の適正な管理活用を促進するための支援制度を創設願いたい。

また、県宅地建物取引業協会等との連携により、県内全体の取り組みとして空き家バンクを創設し、都市部に向けた移住促進施策の情報発信を強化されたい。

5. 地域総合センター運営事業補助金の確保について

地域総合センターは地域における福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点として、また、生活上の各種相談事業を行う場所として重要な役割を果たしていることから、その運営に支障が生じないよう運営費等補助金の継続確保を願いたい。

6. 広域観光事業の推進について

広域的観光事業の一層の推進を図るため、県内唯一の新幹線停車駅である米原駅を滋賀県の東の玄関口として位置付け、県独自の観光施策による湖北・湖東地域、さらには県全体の活性化に向けて、次の事項について支援願いたい。

- (1) 県内唯一の新幹線停車駅である米原駅の特徴を生かし、広域観光の拠点となるよう観光案内所や物産販売所などの観光機能を備えた「びわこビジターズビューロー」の米原駅東口への設置を早期に実現されたい。
- (2) 米原駅を利用した着地型観光の造成への積極的な支援を願いたい。
- (3) びわ湖・近江路観光圏活性化協議会が行う、石田三成公関連事業に実施にあたり、県外への情報発信と県内への誘客に向けた支援を願いたい。

[新 規]

総 務 部

1. 総合物流政策を所管する組織体制の整備と 総合物流政策の構築について

県組織内に、物流の動向をとらえ物流の効率化や滋賀のモノづくりの国際競争力の向上を目指す部署を創設するとともに、当該部署で統一的に政策を構築されたい。

〔新 規・再 掲〕

2. 滋賀県版一括交付金制度の本格的な検討に ついて

市町がそれぞれの実情に応じて独自性を発揮した施策を展開するために設けられた「自治振興交付金」については、地域の課題やニーズへの重点的な取り組みや的確な対応に効果的に活用できるよう十分協議のうえ自由度の高い交付金へさらに発展させ、安易な予算減額とならない「滋賀県版一括交付金制度」の導入を早期に図り、対象事業の拡大と増額を願いたい。

3. 水源の里振興施策について

集落が主体的に行う地域の維持および再生への取り組みを推進するため、次の事項について集落支援をはじめとする過疎対策の推進に向けた県の積極的な取り組みと財政支援を願いたい。

- (1) 琵琶湖や山間部などの豊かな自然環境に加え、そこでの暮らしにも焦点を当てた琵琶湖の源流地域（水源の里）の全国的なPRやイメージづくりを展開されたい。
- (2) 過疎・高齢化対策について、横断的・総合的な観点から各市町や地域の実情に応じて、国や県、民間団体等の施策をコーディネートし、また、人口の偏在、一極化を防ぎ均衡ある県土の発展と地域の振興を図る県独自の施策を立案実施する専門部署を創設されたい。
- (3) 地域活性化や若者の定住促進に向け、都市部等との情報化格差の是正を図るため、有線・無線を問わず高速情報通信網整備の均衡について適切に配慮するよう通信事業者に働きかけるとともに、既に補助金交付等により一定整備された地域においても、4G（第4世代移動通信システム）通信網や光ファイバー網の広域整備といった新たなハード整備事業の充実・強化を図られたい。
- (4) 特定地域（過疎・高齢化が特に進む地域）での起業や就業に必要な施設・機械等への補助および地域資源を活用した民間投資に対する支援制度を創設されたい。
- (5) 集落の過疎化により増加する空き家は、集落環境に大きな影響をおよぼすことから危険空き家の除却支援など所有者の適正な管理活用を促進するための支援制度を創設されたい。〔再 掲〕

琵琶湖環境部

1. 水質汚濁事案に関する緊急事態の対応について

公共水域における油漏れをはじめとする事故については、水質汚濁防止法を所管する県においてイニシアティブを発揮されるよう、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 事故発生時における初動体制の確保および関係機関との調整機能の発揮
- (2) 緊急連絡体制および関係機関との情報受発信体制の確保
- (3) 県民や県内事業者への啓発を含めた未然防止策の強化

〔新 規〕

2. 滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金の拡充および申請手続きの簡素化について

県の汚水処理構想早期実現のため、公共下水道区域であっても整備が遅れる区域については農業集落排水事業を施行したことにより、処理場建設と今後新たに発生する公共下水道接続事業の二重投資を強いられ、市の負担が大きいことから、「滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金」における実質的な額の算定について、現行全体事業費の2.5%を上限とする県の交付率を25%に引き上げられるとともに、煩雑となっている申請手続きの簡素化を願いたい。

〔新 規〕

3. 強い林業と木材産業の再生に向けた取り組み について

- (1) 国の重点政策である「地方創生」では、地域に密着した産業・人材育成が主体とされており、加えて、県内では地域材の利用が高まりつつあるものの、強い林業と木材産業の再生に向けては、木材加工施設整備や木材バイオマス関係事業および人材育成事業などさらなる支援が必要であることから、森林整備加速化・林業再生基金事業の継続について、国への働きかけを願うとともに、県補助金の上乗せなどによる財政支援を願いたい。
- (2) ツキノワグマの出没件数の増加や人身被害が各地で発生しているため、抜本的な保護および管理の見直しを願いたい。〔新 規〕

4. 公益的機能の発揮を最優先した森林整備 (間伐) の促進と森林所有者確定に向けた 環境整備の充実強化について

「森林環境税」の創設や「琵琶湖森林づくり県民税」の活用による切り捨て間伐の実施に必要な財源を確保し、多様な間伐の取り組みができるよう県単事業の創設や、国庫補助事業の採択要件（集約化要件、搬出材積量要件）の緩和について、国に対して積極的に働きかけられたい。

あわせて、森林所有者の確定に向けた環境整備の充実強化、森林整備を担う人材を確保するため、森林組合経営基盤強化事業に人材雇用等に対する支援メニューの追加および、ボランティア等を活用した自伐林業への支援を願いたい。

5. 合併浄化槽の設置および維持管理に伴う補助 について

県の財政構造改革プログラムに基づく、合併浄化槽の設置および維持管理に伴う補助の削減については、従来どおり減額することなく、復元していただくよう特段の配慮を願いたい。

また、災害時の被災浄化槽の復旧に対する補助を充実願いたい。

6. 琵琶湖保全対策の推進と特定外来水生植物を はじめとする水草類の駆除対策について

- (1) 近年、琵琶湖や内湖において異常繁茂が恒常化しているナガエツルノゲイトウやオオバナミズキンバイなどの特定外来水生植物の駆除については、昨年度から国および県を中心に抜本的駆除に向けた本格的な取り組みが開始されたところであるが、今後においても、一級河川琵琶湖を管理される立場である県主導のもと、完全排除が果たされるまで継続した駆除の実施、さらには市域における日常の監視や再生した群落の駆除等に取り組む環境団体等のボランティア事業に対する支援を願いたい。
- (2) 内湖等閉鎖性水域における環境改善について、水草類の根こそぎ除去等によって効果が見られない場合は、湖底掘削や消波堤の撤去等、水質改善に向けた有効かつ抜本的な対策を早急に講じられたい。また、水産多面的機能発揮対策交付金の活用も含め、「内湖再生プロジェクト」に基づく水質改善に向けた抜本的な対策を講じられたい。

7. 湖底散乱ごみおよび湖岸漂着ごみの除去対策 について

- (1) 水草や湖底のヘドロはもとより、湖底の散乱ごみは、魚類の生息にも悪影響を及ぼすことから、積極的な対応を願いたい。特に漁業操業時に回収されるビニール系のごみについては、県と市町、漁業者が連携して琵琶湖のごみ回収・処理ができる仕組みを確立されたい。
- (2) 局地的な豪雨や台風の接近に伴う大雨による突発的な河川の大増水で琵琶湖に大量のごみ等が流れ込み、広大な湖岸面積を漂着ごみが覆うという事態が毎年のように起きている。そのため、これらの漂着ごみについても、県および県内市町の責任を明確にしたうえで、処理にかかる統一した仕組みを確立すること。また、ボランティア等による定期的な琵琶湖清掃活動事業を展開、支援願いたい。

8. 県管理地の適正管理について

琵琶湖の県管理地に漂着または打ち上げられた流木、水草、ヨシ屑等の回収や処分については、管理者として適正におこなわれたい。

9. 琵琶湖国定公園の自然環境保全について

琵琶湖国定公園である県下最高峰の伊吹山は、近年、異常気象や登山者の増加等により、登山道の損傷が著しい状況にあり、また、ニホンジカ等による食害や外来種の増加などにより、天然記念物に指定されている貴重な植物は壊滅的な状況となっている。

については、これらの課題を解決していくため、県においても琵琶湖国定公園および天然記念物の管理者としての責任を果たしていただき、特に次の事項について積極的な取り組みを願いたい。

- (1) 管理者としての主体的な植生回復・植生防止事業の実施
- (2) 県域をまたいで移動するニホンジカに対する国または県を主体とした継続的な生態系被害対策
- (3) 損傷が著しい登山道の抜本的な改修整備の実施

〔新 規〕

10. 自然公園の環境整備について

県立自然公園の特別地域に指定され、原生の状態に残る貴重な「生杉ブナ原生林」については、将来にわたる保護・保全とともに、次世代に継承すべき貴重な資源であることから、滋賀県自然公園計画に基づき、適正なブナ原生林周辺の環境整備を願いたい。

あわせて、県が設置された自然公園施設については、市町が受託し適正な維持管理に努めているが、今後も引き続き適切な維持管理を行うためには、設置者である県の責任において、必要な維持管理委託料を確保されるとともに、定期的に施設の点検を行い、老朽化が進んだ県直接管理の自然公園施設については適正な管理および年次計画を立てて予算を確保し、改修を願いたい。

11. 再生可能エネルギーの推進に対する支援について

地球温暖化対策を目的とした再生可能エネルギーの普及のため、県における住宅用再生可能エネルギー等の機器導入にかかる支援制度の継続と所要予算額の確保を願いたい。

12. 下水道の整備促進について

下水道の整備促進のため、次の事項について財政措置を含めた県の積極的な対応を願いたい。

- (1) 社会資本整備総合交付金制度における下水道事業の推進に必要な予算の確保と中長期的な視野に立った安定的かつ確実に事業が実施できる制度の確立について、国に強く働きかけられるとともに、特に、今後増加してくる老朽管渠の改築更新については、県内市町共通の喫緊の課題であることから、平成28年度末を制度期間としている「下水道老朽管の緊急改築推進事業」の期間延伸について、国に強く働きかけられたい。
- (2) 不明水対策にかかる社会資本整備総合交付金の拡充について国に働きかけられたい。
- (3) 大雨時における浄化センターの簡易放流機能の強化等について、早期に実効性のある対策を講じられたい。

13. 廃棄物処理対策の充実について

廃棄物処理対策について、県の積極的な支援、援助を願いたい。
特に、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 廃棄物処理施設は、地域住民の生活の維持に必要不可欠な存在であり、その整備事業自体は廃止することができないことから「滋賀県廃棄物処理施設整備事業促進市町交付金」を復活、あるいはそれに代わる市町支援のための新制度を創設されるとともに、施設更新後における旧施設の解体・撤去費用にかかる交付金制度を新設されたい。
- (2) 「循環型社会形成推進交付金」の満額交付や交付対象事業の拡充および標準歩掛りの策定を国に対して要望されたい。
- (3) 業種や排出規模に関わらず県内の全事業所および産業廃棄物の収集運搬業許可業者に対し、産業廃棄物の適正な排出や処理の啓発および指導をされたい。〔新 規〕

14. クリーンセンター滋賀の安定経営に向けた 県の支援について

県内唯一の産業廃棄物管理型処分場である「クリーンセンター滋賀」の立地地域はもとより、周辺住民の安全・安心の確保と地域振興を図るため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 立地地域の安全で安心した生活を保つため、環境事業公社に対し環境保全に対する適切な指導を願いたい。
- (2) クリーンセンター滋賀の健全な経営が継続できるよう、環境事業公社に対する確実な支援を願いたい。

15. 鳥獣被害防止対策について

イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ等による農林水産物被害は拡大の一途をたどり、獣害を受けた農家の生産意欲の低迷は耕作放棄地の増加に拍車をかけ、さらなる獣害の引き金になる悪循環が続いている。

被害集落では、防護柵の設置や追い払い等の防御策を講じてはいるものの、鳥獣個体数の増大は著しいため、農家の経済的負担や高齢化もあって集落の対策も限界に近づいており、営農意欲の低下ばかりか高齢者等の生きがいさえも奪い兼ねない状況にある。

県においては、このような地域の実情を動物愛護団体等に強く訴え、被害防止のための鳥獣捕獲として理解が得られるよう調整を図り、次の事項について抜本的な被害防止対策を確立されたい。

あわせて、国からの鳥獣被害対策への支援について、鳥獣捕獲関連予算の確保を強力に押し進められたい。

- (1) 鳥獣捕獲関連補助事業の統一と補助単価の引き上げ
- (2) 「鳥獣被害防止総合対策交付金整備事業」である鳥獣侵入防護柵設置事業の継続実施と予算の確保
- (3) 捕獲数に制限が設けられているため個体数の調整が困難なニホンザルについて、特定鳥獣保護管理計画の改定と捕獲制限（有害鳥獣捕獲は群の10%、個体調整は群の50%）の削除
- (4) 有害鳥獣駆除業務に携わる猟友会員の育成確保および県の直接捕獲事業の実施
- (5) 有害鳥獣害対策にかかる近隣府県との合同駆除の実施
- (6) 大量捕獲が必要な野生獣の有効活用および適正な処理を図るため、県による広域的な処理・処分場の確保
- (7) 県との連携を一層強化し、総合的な鳥獣害対策を効果的に推進するため、市町への専門職員の派遣

16. 土砂災害防止対策の推進について

近年、局地的な集中豪雨が頻発する傾向が強まり、山崩れ、土石流等の土砂災害の発生の危険度が高まっている。土砂災害から尊い人命と貴重な財産を守り、個性豊かで活力ある湖国づくりを実現できるよう、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩に関する施設整備を促進するために、治山・砂防・急傾斜地崩壊対策関係予算の所要額の確保、ならびに各事業の早期採択および実施を願いたい。
- (2) 土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定を急ぐとともに、市町が警戒・避難の指示・勧告を速やかに行えるよう、土砂災害に関する情報伝達の充実を願いたい。
- (3) 砂防施設の適切な維持管理を徹底するとともに、砂防事業採択基準を緩和されたい。
- (4) 市町急傾斜地崩壊対策事業は、過去の経緯を踏まえ現行の補助率を堅持されるとともに、増額を願いたい。
また、市町の現状に応じた採択基準の見直しを図られたい。
- (5) 災害発生箇所への速やかな対応を願いたい。

17. 土砂埋立て処分にかかる規制制度の創設について

滋賀県の良好な自然環境を保全し、あわせて災害の発生を未然に防止すること等を目的として、土砂の搬入・搬出、埋立て処分等について規制するための県条例等を創設されたい。

健康医療福祉部

1. 保育士人材確保施策の充実について

「保育士確保プラン」に掲げる各種施策について、特に次の事項を重点として、県としての積極的な推進を図られるとともに、保育士確保のために、地方自治体が実施する事業に対し、積極的な支援を願いたい。

- (1) 保育士に対する処遇改善のさらなる充実
- (2) 保育士試験の早期の年2回実施
- (3) 保育士・保育所支援センター事業のさらなる充実と体制の強化

〔新 規〕

2. 介護・福祉人材確保緊急支援事業実施要綱の見直しについて

今年度より県において策定された「介護・福祉人材確保緊急支援事業実施要綱」については、各市町が提案した基金活用事業案と、県が本要綱に定める補助金対象事業を決定するまでのプロセスを明らかにするとともに、補助金の活用について市町の独自性、主体性が認められるよう柔軟性のあるものに見直されたい。

〔新 規〕

3. 福祉医療費助成制度の拡充について

少子化対策・福祉支援対策の推進を図るため重要と考えられる福祉医療費助成制度については、平成28年度以降も現行制度の維持はもとより、さらなる制度拡充に向けて取り組まれない。

4. 子育て支援の体系的整備について

家庭・地域・労働形態の変化に伴う子育て環境の多様な変化に対応し、地域に密着した子育て支援を行うため、特に次の事項について財政援助を含む総合的な支援策を講じられたい。

- (1) 県が実施されている小学校就学前までの乳幼児医療費助成制度について、所得制限の撤廃、自己負担金の無料化および選定医療費(時間外診療)に対する助成を願いたい。
- (2) 小中学生にかかる医療費の助成制度が都道府県間、市町村間で格差が生じている状況を把握され、対象者の年齢を中学校3年生まで拡大されるとともに、これにかかる過度な負担がかからないよう、地域の小児医療体制の充実を図られたい。
- (3) 働く親と子供の子育て支援や市民福祉の公平性の観点から、医療ケアの必要性が高い児童を積極的に受け入れるため、保育園・幼稚園における看護師の配置にかかる人材確保および財政支援と医療ケア児等の保育充実に向けた制度を創設されたい。
- (4) 全ての保育所において、家庭支援を必要とする児童等に対し、支援を行うための家庭支援推進保育士の配置を充実できるように、補助基準等の見直しを図られたい。
また、資格としてカウンセリング能力を有する職員配置を願いたい。
- (5) 小規模放課後児童クラブに対する補助基準の拡大や、指導員に対する補助基準の充実、放課後健全育成事業の基準額の見直しなど、県制度を拡充されたい。
- (6) 保育環境の向上を目的とし、特別配置されている保育士等職員に対する人件費補助の補助基準の拡大および財政措置の拡充を図られたい。

- (7) 老朽化の著しい公立保育所等の増改築や耐震化、幼保一体化施設（認定こども園）の整備などに対するより一層の財政措置の拡充を図られるとともに、消費税率引き上げに伴う新たな財源を活用して、私立・公立に関わらず施設整備に対する補助制度を創設されるとともに、所管府省を一元化されるよう、国に対して強く要望されたい。
- (8) 両親ともに外国籍の子どもが安心した保育所生活が送れるよう、通訳ボランティア派遣にかかる補助制度を創設されたい。
- (9) 3歳児に対する3歳児保育特別配置事業として補助制度を創設いただいているが、待機児童の大半を占めるのは3歳未満児である。すでに1・2歳児については低年齢児保育加配保育士に対する補助を実施していただいているが、年々増加傾向にある0歳児の年度途中での入所希望者に対応する保育士の確保策として、年度当初から保育士を雇用している実態があることから、これに対する新たな補助制度を拡充創設されたい。
- (10) 県全体で子育て支援していく社会づくりや、女性も男性も働きやすい環境づくりを推進するため、湖北地域へのマザージョブステーションの増設を図られるとともに、男女を問わず育児休業を取得しやすい環境づくりが推進できるよう県内企業に対する具体的支援策を講じられたい。
- (11) 児童自立支援施設および児童養護施設の居住施設の充実や、配置職員等の拡充などを講じられたい。

5. 予防接種法に基づく定期接種の拡大に伴う 財政支援について

ここ数年来、新しいワクチンが定期予防接種化され、これまでの定期予防接種を含め多額の経費を要している。財源については現在地方交付税措置となっているが、国民の健康や命を守る目的である予防接種事業については、国の責任において実施すべきものであることから、明確かつ恒久的な財源措置の創設が図られるよう国に働きかけられたい。

また、任意接種であるおたふくかぜについて、その有効性および安全性を検証したうえで早急に予防接種法に基づく定期接種となるよう、国に対して積極的に働きかけられたい。

6. がん検診および肝炎検査の個人負担金の 無料化継続について

がん検診の受診率向上のためにも、がん検診推進事業において継続した財政支援を願うとともに、女性特有のがん検診をはじめ、大腸がん検診、肝炎ウイルス健診における個人負担金の無料化については事業を継続するよう、国に対して強く働きかけられたい。

特に、大腸がん検診については、40歳から60歳の5歳刻みの節目年齢を対象に無料クーポン券を配布しているがん検診推進事業（国1／2補助）が、平成27年で5年が経過するにあたり、受診率向上のためにもがん検診推進事業において財政支援願うとともに、大腸がん検診における個人負担金の無料化について事業を継続するよう、国に対して強く働きかけられたい。

7. 介護保険制度の円滑な運営にかかる支援について

介護保険制度が社会保障制度として、国の責任において長期的に安定した運営が行われるよう、次の事項について国へ働きかけられたい。

- (1) 現行の財政調整基金で行われている介護給付費に対する5%基準分の配分については、市町間の格差が大きいことから、その是正策として2.5%分を基本分として固定配分し、残りの2.5%内で現在の算定方法を用いた配分とするなど、現行制度より緩やかな傾斜配分となるよう消費税率の改定時において改善されたい。
- (2) 第1号被保険者の保険料について、保険者ごとに規定している減免制度や個人の所得に応じた世帯概念を用いている賦課方法を改め、個人の所得や収入による個人賦課の方式等、より公平な保険料設定となるよう見直されたい。
- (3) 平成27年度の制度改正により、補足給付（特定入所者介護サービス）や負担割合証の審査など市町の事務負担が増大していることから、体制確保のための財源措置を願いたい。
- (4) 平成28年度に地域密着通所介護が創設され、平成30年度には居宅介護支援事業所が市町に移管されるが、集団指導の広域実施、実施指導同行、県内自治体の情報提供など、市町の負担軽減や連携を願いたい。
- (5) サービス付き高齢者向け住宅の運営について、登録の際に地元市町の意見を反映する仕組みを構築されたい。

8. 介護職場の人材確保・拡充について

介護等の福祉事業に就業する人材確保について、サービスを展開する各事業者は大変厳しい状況に置かれている。

在宅療養にかかる医療・介護の充実を推進し、さらなる施設整備や地域包括ケアシステムの構築を進めていくうえで、介護・看護・福祉従事者の拡充は、質の高いサービスの提供に必須であり、人材確保・定着・育成策の一層の推進を願うとともに、人材確保のための県事業の実施にあたっては、介護職員の処遇改善を介護サービスの基盤安定策と位置付けるとともに、資格取得の機会を確保するための介護・福祉専門職養成機関の整備を進められたい。

さらに、養成機関への就学および福祉分野への就業が増加するよう、初等教育からの福祉学習の充実および「介護福祉人材センター」の機能強化を図られたい。

9. 地域生活支援事業の国県補助額の適正化について

地域の実情や利用者の状況に応じた市町村地域生活支援事業を円滑に実施できるよう財源を確保するとともに、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 国においては、実施要綱上の上限である100分の50の補助を行われるよう、国に働きかけられたい。
- (2) 県におかれては、国の予算の減額に関わらず、実施要綱上の上限である100分の25の予算額を確保されたい。
- (3) 県補助金の補助基本額の独自性の確保（国の補助枠にとられない県ルール分の補助金予算の確保）を願いたい。
- (4) 地域の相談支援体制充実を図るため、早急な支援策を講じられたい。

10. 障がい者（児）福祉の充実について

障がい者（児）の生活支援対策の充実強化のため、次の事項について県の責務に基づく支援策を講じられるとともに、国への積極的な働きかけについて特段の配慮を願いたい。

- (1) 重症心身および強度行動等の重度障がい児者に対し、地域での暮らしを選択できる基盤づくりが強く求められており、国の人員配置および本年改正された報酬基準においても、日中活動および住まいの場の支援現場にて、適切な支援をおこなうために独自に手厚い人員配置をおこなわれていることから、国の改善策が講じられるまでの間は、県と市町の協働事業である滋賀県重度障害者地域包括支援事業に基づき、事業費に応じた補助金が交付できるよう予算を確保し、市町の財政的な負担が重くならないよう制度維持をされたい。

また、制度設計においては、市町や事業所、利用者の意向を十分反映した見直しを図られたい。

- (2) 重症心身障がい児者は、長寿化と増加傾向にあり、支援体制の整備に努めているが、障害特性等により、人員配置や設備、報酬等の掛かり増し費用が必要な状況にあることから、これまで県が実施してきたエビデンスに基づく当該支援の実績を国に伝え、通所型の療養介護の創設等を含む処遇が改善されるまで、県と市町協働で支援策を継続し、必要な見直しを図られたい。
- (3) 強度行動障がいは、状態像であり、適切で専門的な支援を行えば、行動改善が認められるケースもあることから、医療をはじめ支援スキルの向上対策、環境改善等の総合的・包括的な支援体制を構築されたい。
- (4) 県内の障害福祉・医療資源の地域および分野種別の偏重等による格差や市町合併の結果、従来圏域構想での一律的な施策推進では解決できない実態を踏まえて、特に、障害者総合支援法に基づく県の責務である広域調整と専門的な支援について、他の都道府県より遅延している

分野の実態を直視し、県機能と圏域機能を整理のうえ、必要な施策化、見直し等に取り組みたい。

また、根幹である相談支援体制については、市町の一次機能と連携・バックアップできるレベルまで強化されたい。

- (5) 高次脳機能障がい者に対する支援策の確立を図られたい。
- (6) 痰の吸引や経管栄養、人工呼吸等の医療ケアが必要な児童生徒が安心してスクールバスを利用して通学でき、保護者も安心して任せられる通学システムの構築を願いたい。
- (7) 滋賀県リハビリテーション計画にあるように、リハビリテーション専門職員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の人材育成を進め、目標値である「地域リハビリテーションの中核を担う人材育成数（60名）」を早急に達成するよう努められるとともに、滋賀県心身巡回療育相談等事業の巡回支援の充実にも特段の配慮を願いたい。

〔新 規〕

11. 積極的な医師・看護師確保対策の実施に

ついて

全国的に小児科、産婦人科、麻酔科等リスクの高い診療科を中心に医師不足が深刻化しているとともに、都会志向が強い臨床研修医の確保にも大変苦慮しており、本県においても自治体病院等における医師および看護師の数が大幅に不足し、地域偏在が生じていることから医師・看護師確保のため、次の事項について国に対して働きかけるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。

- (1) 医師・看護師不足や診療所偏在を解消するため、住宅整備、労働・就業環境の改善に向けた支援策を講じられたい。

- (2) 滋賀医科大学と連携して平成24年9月に開設された「滋賀県医師キャリアサポートセンター」を中心に、県内病院の医師配置状況を把握・分析しながら、地域や診療科による偏在の解消に向け、実効性のある医師確保対策事業を実施されたい。
- (3) 医療が高度化、専門化する中、安全で質の高い看護サービスを提供するため、特定看護分野において高い水準の知識と技術を要する看護職員が求められている。
- これらの研修機会の増大を図るため、教育体制の整備および実施に対する財政措置を含めた養成教育への支援策の実施について、早急に対応されたい。

12. 自治体病院運営に対する県の財政支援について

自治体が運営する病院は、市民だけでなく、他市町にわたる広範囲な地域住民の生命と健康を守るため、救急等の不採算部門を担っている公的医療機関として存在している。そのような中で、病院を持つ自治体の財政負担は非常に大きく、積極的な市の財政支援なくしては健全経営を維持していくことが難しい状況となっている。

このような現状から、次の事項について、県の格段の配慮を願いたい。

- (1) 救急医療、周産期医療、へき地医療など不採算部門に対する今まで以上の財政支援を講じられたい。さらに自治体が運営する基幹病院に対して、県独自の財政支援を願いたい。
- (2) 新型インフルエンザなどの新興・再興感染症の流行時には、患者の急増も懸念されることから、これまでの経験を踏まえ、迅速な情報提供、必要となる医療機器・薬剤などの確保など財政支援を含め適切な対応を願いたい。

13. 低床バスおよびノンステップバスの導入促進 について

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定める整備目標を達成させるため、バス事業者に対して低床バスおよびノンステップバスの導入促進を積極的に働きかけるとともに、滋賀県基本構想で示されている「高齢者や障害者をはじめ、誰もが働き、活躍できる社会づくり」の施策を推進させる観点から、県独自の財政支援措置を再開されたい。

14. 後期高齢者医療の安定化に向けた支援 について

後期高齢者医療制度について、高齢者に過度の負担を強いることなく持続可能で健全な運営が確保できるよう、次の事項について積極的に取り組まれたい。

- (1) 第5期保険料の上昇抑制を図るため、第4期保険料改定時と同様に財政安定化基金からの交付を行うこと。また、増大する保険給付費に対する県独自の財政支援制度を創設すること。
- (2) 低所得者等に対する保険料軽減特別措置の見直しについて、きめ細やかな激変緩和措置を講ずるよう国に働きかけること。
- (3) 滋賀県後期高齢者医療広域連合への人的支援についてはこれまで同様継続すること。
- (4) 健康診査等の保険事業の推進について財政支援を図ること。

15. 国民健康保険制度について

1. 国民皆保険を支える最後の砦である国民健康保険制度を維持するため、国民健康保険への財政基盤の充実・強化を図る措置として、次の事項について国の責任と負担において早期に実現されるよう強く働きかけられたい。
 - (1) 療養給付費等に対する国庫負担率の引き上げおよび消費税率引き上げに伴う保険者への財政支援の拡充を図ること。
 - (2) 市町村単独事業による福祉医療費助成制度の実施に伴う療養給付費負担金および普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
 - (3) 福祉医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置の補てんとして実施されている滋賀県国民健康保険給付対策費補助金を拡充すること。

2. 国民健康保険制度における保険者の都道府県化に向けては、十分市町の意見を聞いたうえで、県内被保険者をはじめ市町や関係機関にとって最良の制度設計となるよう、次の事項について積極的に取り組まれたい。
 - (1) 改正国民健康保険法の成立により、平成30年度からは国民健康保険（以下「国保」という。）が都道府県単位化され、県が国保運営の中心的な役割を担うとされていることから、その準備段階や広域化後において、県は広域的かつ長期的な視点から国保運営にかかる具体的な将来像や到達目標を明確にしつつ、統率力をもって市町の意見を集約するなど、広域化に向けたリーダーシップを遺憾なく発揮すること。
 - (2) 広域化に際しては、財政基盤の強化だけでなく、県と市町の役割分担による事務の効率化も図られるべきであり、保険給付等の広域的に一元化しても差し支えない事務については、積極的に県の役割とするよう努めること。

- (3) 将来的な医療保険制度の一本化を見据え、被保険者の公平性・平等性を確保し説明責任を果たしていくため、県内統一の保険料率としていくことを最終目標として制度設計すること。
- (4) 「保険財政共同安定化事業」については、激変緩和措置を継続するとともに、財政調整交付金等の算定方法を見直すこと。

16. 児童家庭相談業務体制整備にかかる支援について

児童福祉法の改正に伴い、市町で家庭児童相談室等を設置し、児童家庭相談に積極的に応じているところであるが、従来にも増して専門性を必要とするケースが増加しており、子ども家庭相談センターとのさらなる連携の強化が求められている。

については、相談体制充実のため、財政的・人的支援制度の創設を国に強く要望されるとともに、児童虐待相談等に迅速かつきめ細やかな対応を図るため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 子ども家庭相談センター職員の増員による素早くきめ細やかな虐待対応
- (2) 円滑に児童の安全確保ができるよう、施設の定員および施設担当職員を増員するなど、一時保護施設の充実
- (3) 幅広い見識をもって市町に対する指導・助言ができる職員の育成および家庭児童相談員の研修充実
- (4) 資格を有する専門相談員配置に対する財政支援制度の創設

商工観光労働部

1. 未利用となっている県有地の有効活用 について

現在、県においては、次世代の幸せや新しい豊かさを実現するため、競争力のある産業や地域を支える産業の育成をめざし、積極的な企業誘致に取り組まれているが、社会情勢等の変化により当初の利用目的を果たすことなく未利用となっている県有地についても、地方創生の実現に向けて、本県の立地の優位性を生かし企業誘致等への活用を積極的に進められたい。

〔新 規〕

2. 多文化共生社会の実現に向けた諸施策の実施 について

多文化共生社会の実現に向けて、次の諸施策の実施について積極的な措置が講じられるよう、国に対して働きかけられるとともに、県の重要施策として推進されたい。

- (1) 県内共通の行政情報については、県において多言語化ややさしい日本語を用いた公文書に書き換えを行うとともに、迅速かつ的確に周知すること。
- (2) 安定した就労のために国や企業と連携し、県内での外国語による職業訓練のさらなる充実を図るとともに、外国語による技能資格試験の受験を促進し、就労につながる日本語教室など実効性のある就労支援を行うこと。

3. 再生可能エネルギーの推進に対する支援 について

地球温暖化対策を目的とした再生可能エネルギーの普及のため、県における住宅用再生可能エネルギー等の機器導入にかかる支援制度の継続と所要予算額の確保を願いたい。

〔再 掲〕

農政水産部

1. 農地中間管理事業の財源確保と推進体制の強化について

平成27年度も農地中間管理事業の活用を予定している集落が多くある中、機構集積協力金の財源が不足するという情報を得ているところであり、このままでは地域の混乱は免れない状況となっている。

また、同事業を推進するために設立された農地中間管理機構においては、体制が十分でないとの理由から、新たな集積に積極的に取り組んでおらず、耕作条件改善事業の事業実施主体にならないなど、取り組みが低調である。

については、機構集積協力金の財源確保について国への要望を強く行うとともに、同事業に関する県および機構の推進体制を強化されたい。

〔新 規〕

2. 農業施策および農村整備に関する各種補助事業への支援について

農業経営の安定化や農作物生産性の向上および農村地域の安全対策が確実に推進できるよう、農業施策および農村整備に関する各種補助事業に対する国の補助金確保について、特段の配慮を願いたい。

〔新 規〕

3. 市街化区域および農業振興地域整備計画

農用地利用計画の見直しについて

地方分権による権限委譲が進む中で、基礎自治体の自己責任による効率的な財政運営を行い、「活気に満ちた魅力あるまちづくり」を進め、市民に対し安全で安心な行政サービスを提供することが基礎自治体の責務である。

長引く不況の中で、時代の変化に即応した基礎自治体の基礎体力は、土地利用を活かしたまちづくりが基本となるため、その特性を活かした土地利用を実現するために次の事項について、国に対して働きかけるとともに、県としても柔軟な対応を願いたい。

- (1) 現在の広域による市街化区域の設定ではなく、基礎自治体の特性を活かした土地利用が図れる市街化区域の設定が可能となるよう制度を見直すこと。
- (2) 現在、県知事の同意が不可欠となっている農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて、基礎自治体の特性と実態に即した農用地利用計画の設定が可能となるよう、現行制度の見直しについて国に働きかけること。
- (3) 受益地が広域に及ぶ農業振興地域内のかんがい排水事業等を土地改良事業完了後8年未満の対象から除外すること。

4. 市町が農地を取得する際に許可不要とする

ことについて

現行法においては、市町が農地の所有権を取得することについては、公用または公共用に供するために取得する場合は不許可の例外とされているが、困難な要件が設けられている。(農地法第3条第2項第2号、農地法施行令第6条第1項第1号ロ)

しかしながら、国または都道府県の場合は、農地の所有権を取得することについては、許可不要とされている。（農地法第3条第1項第5号）

これについては、農業大学や農業高校、試験場等の所有・運営の必要性からと考えるが、今後においては、農業の一層の保全と振興の必要性、特に食育や地産地消をはじめとした、まちづくりの観点と多角的な都市経営の観点により、基礎自治体である市町においても、農地の所有権の権利移動を許可不要としていただくとともに、この取得・活用が容易にできるよう県の支援と規制緩和を国に働きかけられたい。

5. 環境保全型農業直接支払交付金事業に対する支援について

環境保全型農業直接支払交付金事業について、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 経営所得安定対策と環境保全型農業直接支払交付金制度の事務量の簡素化等の配慮を願いたい。
- (2) 農家の混乱と事務の煩雑化を避けるため、環境こだわり農産物の認定と同事業の申請窓口を県に一本化されたい。
- (3) 環境保全型農業直接支払交付金事業について、平成27年度から法制化により制度変更され、申請書類の複雑化が顕著となったため、申請者の軽減を図るよう国に働きかけられたい。
- (4) 農家に対する制度の周知徹底を図られたい。

6. 鳥獣被害防止対策について

イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ等による農林水産物被害は拡大の一途をたどり、獣害を受けた農家の生産意欲の低迷は耕作放棄地の増加に拍車をかけ、さらなる獣害の引き金になる悪循環が続いている。

被害集落では、防護柵の設置や追い払い等の防御策を講じてはいるものの、鳥獣個体数の増大は著しいため、農家の経済的負担や高齢化もあって集落の対策も限界に近づいており、営農意欲の低下ばかりか高齢者等の生きがいさえも奪い兼ねない状況にある。

県においては、このような地域の実情を動物愛護団体等に強く訴え、被害防止のための鳥獣捕獲として理解が得られるよう調整を図り、次の事項について抜本的な被害防止対策を確立されたい。

あわせて、国からの鳥獣被害対策への支援について、鳥獣捕獲関連予算の確保を強力に推し進められたい。

- (1) 鳥獣捕獲関連補助事業の統一と補助単価の引き上げ
- (2) 「鳥獣被害防止総合対策交付金整備事業」である鳥獣侵入防護柵設置事業の継続実施と予算の確保
- (3) 捕獲数に制限が設けられているため個体数の調整が困難なニホンザルについて、特定鳥獣保護管理計画の改定と捕獲制限（有害鳥獣捕獲は群の10%、個体調整は群の50%）の削除
- (4) 有害鳥獣駆除業務に携わる猟友会員の育成確保および県の直接捕獲事業の実施
- (5) 有害鳥獣害対策にかかる近隣府県との合同駆除の実施
- (6) 大量捕獲が必要な野生獣の有効活用および適正な処理を図るため、県による広域的な処理・処分場の確保
- (7) 県との連携を一層強化し、総合的な鳥獣害対策を効果的に推進するため、市町への専門職員の派遣

〔再 掲〕

7. 農事用電力料金の値上げに対する支援について

農事用電力料金は依然として値上げ傾向にあり、加えて昨年4月の消費税増税により、土地改良区を取り巻く環境は厳しさを増していることから、値上げ分の料金支援について特段の配慮を願うとともに、農家負担軽減のための財政支援を国に対して要請されたい。

8. 強い林業と木材産業の再生に向けた取り組みについて

- (1) 国の重点政策である「地方創生」では、地域に密着した産業・人材育成が主体とされており、加えて、県内では地域材の利用が高まりつつあるものの、強い林業と木材産業の再生に向けては、木材加工施設整備や木材バイオマス関係事業および人材育成事業などさらなる支援が必要であることから、森林整備加速化・林業再生基金事業の継続について、国への働きかけを願うとともに、県補助金の上乗せなどによる財政支援を願いたい。
- (2) ツキノワグマの出没件数の増加や人身被害が各地で発生しているため、抜本的な保護および管理の見直しを願いたい。〔新 規〕

〔再 掲〕

9. 近江の茶の振興について

滋賀県の三大農畜産物としてブランド化を目指し、県をあげて推進されている近江米、近江牛、近江の茶のうち、茶については認知度も低く、価格低迷が続き経営が大変厳しい状況となっているため、近江の茶の振興について県独自の支援策を講じられたい。

〔新 規〕

10. 農業水利施設の保全整備に対する支援について

農を支える水利施設の老朽化の進行により、近年、管漏水など突発的事故が多発していることから、アセットマネジメントの実施方針（基幹から末端に至るすべての農業水利施設の保全管理を推進）に基づく施設の保全更新にあたり、次の事項について対応されたい。

- (1) 関係市町、特に末端水利施設を管理する土地改良区との十分な協議・調整
- (2) 老朽化が進展する農業水利施設の適切な保全管理や整備に向けた県の財政的支援および事業採択要件の緩和ならびに国に対する働きかけ
- (3) 県営ため池等整備事業の早期事業完了に向けたさらなる事業促進
- (4) 「農業基盤整備促進事業」、「農地耕作条件改善事業」等にかかる補助金の予算確保と採択要件の緩和について国への積極的な要請および県費による補助制度の創設
- (5) 国営事業で造成された施設の更新および保全について、改良区の規模に関係なく国営事業として事業採択が受けられるよう要件の緩和について国への働きかけ〔新 規〕

土木交通部

1. 滋賀交通ビジョンの推進について

都市基盤の根幹となる総合交通体系早期整備のため、平成25年に策定された「滋賀交通ビジョン」の実施にあたっては、市町の意見を十分に踏まえ、次の事項について国・関係機関に対して継続的な働きかけを願いたい。

- (1) 隣接府県、県内主要地間を結ぶ県土交通ネットワークの整備促進
- (2) 特定事業者としての道路および交通安全施設の整備促進と交通バリアフリー化にかかる公共交通特定事業の推進に対する支援
- (3) 沖島を起点とした（仮称）湖の県道構想など、湖上交通の整備促進とそれに伴う基盤施設の整備
- (4) J Rおよび地方鉄道の整備促進
 - ア) J R琵琶湖線の複々線化および草津線の複線化
 - イ) 輸送力の強化および列車ダイヤの増強改善
 - ウ) 駅舎の新改築、改修およびエレベーター等駅施設のバリアフリー化の整備にかかる滋賀県鉄軌道関連施設整備補助金の予算確保
 - エ) 転落防護柵等の乗客の安全を確保する設備の整備に対する支援
 - オ) 交通体系（駅・バスや新交通導入・パークアンドライド等）を核としたまちづくりの支援
 - カ) J Rおよび地方鉄道の駅周辺開発事業等のまちづくりへの支援
 - キ) 地方鉄道の利用促進策や観光客誘致策の取り組みに対する支援〔新規〕
 - ク) （仮称）びわこ京阪奈線および（仮称）琵琶湖若狭湾快速鉄道建設構想の推進
 - ケ) J R湖西線の風対策の促進強化
- (5) 自治体が運営を支援する鉄道や地域間幹線バス路線およびコミュニティバス等の地域公共交通に対する支援
- (6) 自治体管理駅の維持管理に対する支援

2. 隣接府県、県内主要地間を結ぶ道路交通ネット

ワークの整備促進について

滋賀県道路整備アクションプログラムに基づく真に必要な次の事項にかかる道路整備について、特段の配慮をもって予算確保願いたい。

- (1) 社会資本整備総合交付金を活用した道路整備に必要な予算の確保ならびに運用の透明化を図られるとともに、特に供用開始を目前としている事業への重点配分など、事業効果を早期に発揮するため、前倒しによる事業実施を進められたい。
- (2) 今後、広域圏の再編が想定される中、隣接府県と本県を結ぶ重要路線を将来的な広域連携・交流の軸として県が戦略的に位置づけ、重点的に整備促進を図られたい。
- (3) 幹線道路としての機能を有している市道の県道昇格を進められたい。
- (4) 地域高規格道路既指定路線の早期整備を図られたい。
- (5) 県道・国道バイパス・県施行の都市計画道路の早期整備を推進されたい。
- (6) 県域および隣接府県域を通過する高速道路への接続道路ならびに連絡道路の早期整備を推進されたい。
- (7) 重要幹線の交通混雑緩和対策の早期推進を図られたい。
- (8) 歩道未設置箇所への歩道整備を推進されるとともに、県道における連続照明の整備について早急な対応を願いたい。
- (9) 原子力防災対策の観点から、広域的な避難道路や迂回道路の整備など、緊急事態にも対応できる道路整備を推進されたい。
- (10) 異常気象災害に対応できるよう、代替道路の整備や県道の複線化など、災害に強い道路網整備を推進されたい。
- (11) 橋梁やトンネルなどの重要構造物の点検・修繕について適切な維持管理や更新が行なえるよう、国からの支援について強く働きかけられるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。

3. 新名神高速道路の早期整備と改良について

新名神高速道路は、人と物流の大動脈として日本経済を牽引する高規格幹線道路網の核をなす高速自動車国道であり、安全で安心できる強靱な国土を構築する上で、最優先に取り組むべき重要な社会基盤施設である。

亀山JCT～草津田上IC間、49.7kmが供用され、経済効果や市民生活の利便性の向上など、大きな効果をもたらしており、また、南海トラフ地震など防災面の観点からも、平成24年4月に再着工された大津以西の「大津～城陽」、「八幡～高槻」間の早期整備が求められている。

については、国および各高速道路会社に対して、次の事項について強く働きかけられるとともに、県においてはスマートインターチェンジの整備にかかる連絡路等、周辺道路の整備を図られたい。

- (1) 国益の観点から、有料道路方式で全線を早期かつ着実に整備願いたい。
- (2) 再着工された「大津～城陽」、「八幡～高槻」間の早期整備を図られたい。
- (3) 先に整備中の「四日市～亀山」、「城陽～八幡」、「高槻～神戸」間の早期供用を図られたい。
- (4) 甲南パーキングエリアからインターチェンジへの流出ルートについて、県が事業主体となり整備されたい。
- (5) 土山サービスエリア内の未利用地活用への支援をいただくとともに、国による高速道路との連結許可や土山サービスエリア内の施設の充実に向け、中日本高速道路株式会社および関係機関との協議等、早期実現に向けた支援を願いたい。
- (6) 県南部地域の活性化を図るため、スマートインターチェンジの本線同時供用を図られたい。

4. 琵琶湖大橋の今後のあり方について

有料道路（琵琶湖大橋）の今後のあり方については、滋賀県議会定例会議での知事の表明において、建設有料事業を継続するとともに、今後利用者の利便性向上のため整備対象事業を追加検討し、随時変更許可の手続きを進めて行く方針が示されたところである。

琵琶湖大橋が築後50年経過した現在、土地利用変化に伴う渋滞解消や新たな課題とされる防災や避難経路対策、さらには今後も人口増や企業立地等が見込まれる地域の発展に向け、関連接続道路等の整備による道路機能の充実と安全性の向上は極めて重要な課題となってきた。

については立体交差等による琵琶湖大橋両端の抜本的な渋滞解消をはじめ、有料道路区間の四車線化や周辺地域のバイパス整備等を追加事業として位置付け変更許可申請を進められたい。

また物流、観光、防災の観点から日本海と太平洋を結ぶ国レベルの重要な国土軸の動線として位置付け、国に対し直轄国道としての整備や管理を提案するとともに、変更手続きも含め、国との協議経過等について、適宜、市長会に情報提供し共有化を図られたい。

5. 県道における通学路の安全対策について

通学路における通学途中の児童が被害者となる交通事故が多発しており、通学路の安全対策が改めて課題となっている。各市町では、通学路の安全を確保するために、関係機関との連携のもと、通学路の安全点検を実施し、通学路の安全対策について早急な対応を図っているところである。

については、県道においても安全対策の要望箇所等が多数あることから、通学路の安全対策について早急な対応を願いたい。

6. 新たな地域交通体系構築等に対する支援について

コミュニティバス運行対策事業については、継続した利用改善やコスト削減の努力にも関わらず、利用者の減少等により毎年経常欠損額が増大しているところである。

こうした中、高齢社会の進展や環境問題の観点からも公共交通の必要性は高まっていることから、地域公共交通の継続的な維持および活性化を図るため、「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」と併用できるよう滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金交付要綱を改正されたい。

また、同要綱の補助率の改善ならびに補助金限度額特例（設定）を撤廃および車両購入補助凍結を解除されたい。

7. 都市計画に関するさらなる権限委譲について

時代の変化に即応できる都市計画を基礎自治体である市町自らが構築できるよう、区域区分の決定など現在県にある権限のさらなる委譲を実現願いたい。

8. 地区計画制度の柔軟な運用について

都市計画の重要性を鑑み、地区計画の柔軟な運用を実現するため、地区計画の決定に際しては、農林水産大臣および都道府県知事に協議を行い、協議が整った場合に、農業振興地域の農用地の変更を伴うことができる取扱いとされたい。

[新 規]

9. ダム建設中止・検討に伴う治水対策等について

県内で計画されているダム建設については、河川管理者である国および滋賀県、さらには地域や有識者も参加し、半世紀近くに及ぶ議論がなされ、治水安全度を早期に高める手段として位置づけられてきたところである。

しかしながら、現時点においては、県の「ダム推進」から「ダムに頼らない治水対策」への政策転換が大きく影響し、計画されていたいずれのダム建設も、中止または検討といった状況におかれている。

については、流域住民の生命と財産を守ることは行政の重要な責務であり、県民が安全・安心な生活を送れるよう、次の事項について県として責任ある対応を願いたい。

- (1) 県独自の評価で中止とされた芹谷ダムについては、ダム建設事業と同等の安全度を備えた治水対策案を速やかに提示願いたい。
- (2) 現在国において検討中である大戸川ダムについては、ダム建設とあわせ、準備工事の早期完成ならびに河川改修および維持管理について特段の配慮を願いたい。
- (3) 一級河川安曇川については、北川ダム建設事業と同等の安全度を備えた河道改修等について所定の事業費の前倒しにより早期完成が図れるよう特段の配慮を願いたい。
- (4) 丹生ダム建設事業については、国・県主導のもと、地域住民の苦渋の決断により事業協力に至ったことを十分認識いただき、地元の意向を十分に聞き入れた誠意ある対応をするよう国への働きかけを願うとともに、県においても地元の意見を尊重し、地域住民の立場に立った誠意ある対応を願いたい。

10. 河川の整備促進について

社会資本整備重点計画にかかる改修事業について、「滋賀県流域治水基本方針」においても根幹的な治水対策と位置づけられる河川整備について、より積極的な取り組みと事業推進が図られるよう所要額の確保を願うとともに、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 近年、全国各地で頻発する「ゲリラ豪雨」と呼ばれる局地的な集中豪雨や、特に昨年の台風18号では甚大な被害が発生していることから、早期に治水対策を確立されたい。
- (2) 公表されている「滋賀県の河川整備方針」や「地先の安全度マップ」の検討結果に基づき、地域の実情に応じて特に天井川等緊急に改修を必要とする一級河川の整備促進に向けた具体策を早期に検討され、実施されたい。
- (3) 環境面と治水面に配慮した十分な維持管理ができるよう大幅な予算の確保を行い、流下能力を確保するための雑木伐採および浚渫等適切な維持管理を願いたい。
- (4) 一級河川は堤体が広大であることから、年2回以上の除草作業と不法投棄防止を含む施設の定期パトロールを実施することにより、適正な施設維持管理の確保を願いたい。
- (5) 未策定となっている圏域ごとの河川整備計画を早期に策定するとともに、申請手続き中となっている河川整備計画について、認可後の整備促進を要望し、県内の治水安全度の均衡に配慮した河川整備事業の推進を行い、浸水被害の軽減に尽力願いたい。
- (6) 流域治水対策上、重要な水系に属する河川の一級河川化について、積極的な取り組みを願いたい。
- (7) 昨年の市長会要望に対し、県は前向きに市町との協議を行う旨の回答をされたことから、その協議の状況および進捗を明らかにされたうえで、具体的な対応策を示されたい。
- (8) 台風被害を踏まえて発足した技術検討会による検討結果後の具体的対策内容を示していただくとともに、積極的な情報提供を願いたい。
- (9) 地域団体が行う河川愛護活動事業に対する財政支援を願いたい。

11. 民間建築物の耐震化の推進について

危機防災対策や観光振興の観点から、耐震性を満たしていない既存民間建築物の耐震化を推進するため、特に大規模災害時における一時避難施設として、市民や観光客に利用されることが想定されるホテル・旅館など、公益性があり多数の市民が利用する一定規模以上の建築物の耐震改修費などに対して、県補助制度の充実強化を図られたい。

〔新 規〕

12. 土砂災害防止対策の推進について

近年、局地的な集中豪雨が頻発する傾向が強まり、山崩れ、土石流等の土砂災害の発生の危険度が高まっている。土砂災害から尊い人命と貴重な財産を守り、個性豊かで活力ある湖国づくりを実現できるよう、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩に関する施設整備を促進するために、治山・砂防・急傾斜地崩壊対策関係予算の所要額の確保、ならびに各事業の早期採択および実施を願いたい。
- (2) 土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定を急ぐとともに、市町が警戒・避難の指示・勧告を速やかに行えるよう、土砂災害に関する情報伝達の充実を願いたい。
- (3) 砂防施設の適切な維持管理を徹底するとともに、砂防事業採択基準を緩和されたい。
- (4) 市町急傾斜地崩壊対策事業は、過去の経緯を踏まえ現行の補助率を堅持されるとともに、増額を願いたい。
また、市町の現状に応じた採択基準の見直しを図られたい。
- (5) 災害発生箇所への速やかな対応を願いたい。

〔再 掲〕

13. 市街化区域および農業振興地域整備計画

農用地利用計画の見直しについて

地方分権による権限委譲が進む中で、基礎自治体の自己責任による効率的な財政運営を行い、「活気に満ちた魅力あるまちづくり」を進め、市民に対し安全で安心な行政サービスを提供することが基礎自治体の責務である。

長引く不況の中で、時代の変化に即応した基礎自治体の基礎体力は、土地利用を活かしたまちづくりが基本となるため、その特性を活かした土地利用を実現するために次の事項について、国に対して働きかけるとともに、県としても柔軟な対応を願いたい。

- (1) 現在の広域による市街化区域の設定ではなく、基礎自治体の特性を活かした土地利用が図れる市街化区域の設定が可能となるよう制度を見直すこと。
- (2) 現在、県知事の同意が不可欠となっている農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて、基礎自治体の特性と実態に即した農用地利用計画の設定が可能となるよう、現行制度の見直しについて国に働きかけること。
- (3) 受益地が広域に及ぶ農業振興地域内のかんがい排水事業等を土地改良事業完了後8年未満の対象から除外すること。

〔再 掲〕

14. 県管理地の適正管理について

琵琶湖の県管理地に漂着または打ち上げられた流木、水草、ヨシ屑等の回収や処分については、管理者として適正におこなわれたい。

〔再 掲〕

教育委員会

1. いじめの未然防止・早期発見・早期対応について

いじめの未然防止・早期発見・早期対応のため、子どもの変化を見抜く目など、いじめ発見に対する教職員の資質向上や、いじめが発生した場合の複雑・多様な対応が求められることから、次の事項について早期の対策を講じられたい。

- (1) いじめの兆候を見逃さないための継続的な加配教員や支援員の配置
- (2) いじめ予防対策としての人員配置にかかる補助金の予算化
- (3) 県教育委員会内にある緊急支援専門家チームが市の要請に応じて速やかに派遣できるシステムの拡充
- (4) 緊急支援専門家チームが学校もしくは教育委員会に駐在し、解決に至るまで支援する体制の確立
- (5) 緊急にスクールカウンセラーを派遣するシステムの拡充およびスクールカウンセラーの増員を図り、すべての小中学校への常時配置の制度化
- (6) 早急に学校生活を平常な状態に戻すための職員の派遣、加配教員もしくは支援員等の配置

2. 小中一貫教育実施のための支援について

小中一貫教育を行うための学校教育法等の一部改正により、今後、小中一貫教育の制度設計や体制整備を推進していくこととなるため、小中一貫教育を円滑に実施するための県の推進体制の充実を図られたい。

〔新 規〕

3. 35人学級の実現について

小中学校において現在指摘されている諸問題（学力問題、不登校問題、いじめ問題、非行問題、特別支援教育への移行にかかる問題等）を解決し、市民の付託に応える充実した教育を実現させるために、小・中学校すべての学年で完全35人学級編制を実施できるよう、滋賀県学級編制基準を見直し（36人から39人の学級編制となる縛りの完全撤廃）、それに伴う教員配置数の改善を図られたい。

また、35人学級制導入による実学級と標準学級との差に伴う校舎の増改築には、国が定める必要面積には算入されないため、全額県費負担による施設整備を願いたい。

4. 教育環境の整備・充実について

- (1) 県立高校再編計画の実施については、再編対象高等学校所在地自治体、地元住民、各種団体から出された要望内容を確実に実施されたい。
- (2) 県内の特別支援学校については、近年大規模化等の問題を抱えており、今後ますます児童・生徒の増加が見込まれることから、教育環境の充実や支援を図れるよう、学校の新設など、特別支援学校のあり方について検討されたい。

5. 社会教育施設の整備に対する補助制度の創設 について

公民館など社会教育施設のバリアフリー化工事やエレベーターの設置等の費用に対する県補助制度を新設されたい。あわせて、国においても同様の支援制度を創設されるよう強く働きかけられたい。

6. 学校施設環境改善交付金の改善について

学校施設環境改善交付金について、大規模改造事業（老朽・空調設備設置・トイレ改修）の事業採択に向けた国への働きかけを願うとともに、集合住宅の建設や大規模団地の土地分譲が行われ、数年後に人口の増加が想定される地域においては、公立学校施設整備費国庫負担事業と同様に、前向き資格面積による加算を適用することを可能とするよう国に働きかけられたい。

7. 生徒指導教員等の配置の充実について

- (1) これまで県費で実施されていた「小1すこやか支援員」や「心のオアシス相談員」等の県費による復活を願いたい。
- (2) 「児童生徒指導加配教員」や「生きる力加配教員」等の配置基準を見直し、すべての小中学校においてきめ細やかな指導ができるよう教員の配置を願いたい。
- (3) 外国人児童生徒の教育にあたる適切な加配教員や支援員、通訳の増員配置を願いたい。
- (4) 小学校における英語教育の充実を図るため、全ての小学校に外国語活動の指導に対応できる外国語指導助手等をはじめとする教員の配置を願いたい。
- (5) 普通学校の特別支援学級において、児童の障がいの程度・人数に応じて特別支援教育加配教員の配置の改善を願いたい。また、特別支援教育対象児童生徒への指導を目的とした教員の配置および施設の整備や、在籍児童生徒数や通常学級における特別支援を要する児童生徒数に応じて、さらに通級指導教室を設置し、通級指導員の増員配置願いたい。
- (6) いじめの問題や不登校および学校不適応児童生徒に対して、よりきめ細やかな指導と学校と家庭間の緊密な連携を図るため、ソーシャルワーカーの拡充について国へ働きかけるとともに、県においても今以上の予算確保を願いたい。
- (7) 養護教諭複数配置の基準の見直しを図り、養護教諭の配置の拡大を願いたい。
- (8) 公立学校の学校図書館の充実のために、各学校への学校司書の配置を制度化されたい。
- (9) 児童自立支援施設および児童養護施設における在籍児童・生徒の指導充実を図るため、小中学校教職員の加配等の拡充を願いたい。

8. 文化財の保存活用の推進について

本県の恵まれた文化財資源を地域振興や観光振興につなげていけるよう、各市町と連携しながら歴史的建造物をはじめとした各種文化財の保存ならびに活用事業に対する支援を積極的に講じられたい。

また、事業を実施するために必要となる費用を滋賀県文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき採択交付されたい。

- (1) 老朽化した建造物の早急な改修工事のための支援
(県費補助の採択)
- (2) 史跡整備にかかわる用地公有化事業の支援
(県費補助の凍結解除)
- (3) 市保有の国指定史跡および名勝の保存修理等への支援
(県費補助対象に追加)

9. 医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援について

痰の吸引や経管栄養、人工呼吸等の医療ケアが必要な児童生徒が安心してスクールバスを利用して通学でき、保護者も安心して任せられる通学システムの構築を願いたい。

[再 掲]

10. 県道における通学路の安全対策について

通学路における通学途中の児童が被害者となる交通事故が多発しており、通学路の安全対策が改めて課題となっている。各市町では、通学路の安全を確保するために、関係機関との連携のもと、通学路の安全点検を実施し、通学路の安全対策について早急な対応を図っているところである。

については、県道においても安全対策の要望箇所等が多数あることから、通学路の安全対策について早急な対応を願いたい。

〔再 掲〕

警 察 本 部

1. 警察施設の新築・移転および警察官の増員について

県民生活の安全と地域社会の平穏を守るためには、警察体制の充実は不可欠であることから、拠点となる警察施設（警察署）の整備を図られたい。また、各地域における防犯機能の向上を図るため、常時警戒、防犯機能等を持つ交番、駐在所を地域の実情を踏まえ早期設置いただくとともに、警察官の増員についても特段の配慮を願いたい。

2. 交通事故防止に向けた取り組みについて

全国的に登校中の児童を巻き込んだ悲惨な事故が多発しており、通学路の安全対策は喫緊を要することから、通学路における信号機、道路標識や横断歩道など、交通安全施設（主に公安委員会所管施設）の維持・拡充と未設置箇所を早期設置を図り、交通安全思想の普及・啓発に努められるとともに、関連予算の大幅な復活など特段の配慮を願いたい。

3. 国道および県道における通学路の安全対策について

通学路における通学途中の児童が被害者となる交通事故が多発しており、通学路の安全対策が改めて課題となっている。各市町では、通学路の安全を確保するために、関係機関との連携のもと、通学路の安全点検を実施し、通学路の安全対策について早急な対応を図っているところである。

については、国道および県道においても安全対策の要望箇所等が多数あることから、通学路の安全対策について早急な対応を願いたい。

〔再 掲〕